

実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00~10:30	ガイダンス			
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00~13:00)				
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30~14:40)				
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10~16:20)				
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00~10:30	ガイダンス					
10:30~12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00~13:00)						
13:00~14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30~13:00	ガイダンス					
13:00~14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30~14:40)						
14:40~16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10~16:20)						
16:20~17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30~9:00	ガイダンス							
9:00~10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(10:30~10:40)								
10:40~12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯

## 放課後児童支援員の都道府県認定研修にかかる年間研修開催回数等について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）において、都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までの経過措置が規定されているため、現在の放課後児童指導員に、経過措置期間である5年間で認定研修を受講いただくこととし、1回の研修定員を100名とした場合の都道府県別の年間研修開催回数等を推計した。

都道府県名	放課後児童指導員数(※) (単位:人)	年間研修開催回数 (単位:回)	年間研修開催日数(単位:日)			【参考】 年間研修開催回数 (指定都市・中核市を除く) (単位:回)	都道府県名	放課後児童指導員数(※) (単位:人)	年間研修開催回数 (単位:回)	年間研修開催日数(単位:日)			【参考】 年間研修開催回数 (指定都市・中核市を除く) (単位:回)
			1回あたり4日間で実施する場合	1回あたり6日間で実施する場合	1回あたり8日間で実施する場合					1回あたり4日間で実施する場合	1回あたり6日間で実施する場合	1回あたり8日間で実施する場合	
北海道	2,669	6	24	36	48	4	滋賀県	1,290	3	12	18	24	3
青森県	824	2	8	12	16	2	京都府	1,356	3	12	18	24	3
岩手県	1,159	3	12	18	24	2	大阪府	4,628	10	40	60	80	5
宮城県	1,779	4	16	24	32	2	兵庫県	3,701	8	32	48	64	4
秋田県	737	2	8	12	16	2	奈良県	1,002	3	12	18	24	2
山形県	997	2	8	12	16	2	和歌山県	678	2	8	12	16	2
福島県	1,328	3	12	18	24	2	鳥取県	623	2	8	12	16	2
茨城県	3,135	7	28	42	56	7	島根県	1,075	3	12	18	24	3
栃木県	1,822	4	16	24	32	4	岡山県	2,023	5	20	30	40	2
群馬県	1,857	4	16	24	32	3	広島県	1,489	3	12	18	24	2
埼玉県	5,301	11	44	66	88	9	山口県	1,208	3	12	18	24	3
千葉県	4,430	9	36	54	72	7	徳島県	713	2	8	12	16	2
東京都	7,851	16	64	96	128	16	香川県	704	2	8	12	16	1
神奈川県	4,263	9	36	54	72	4	愛媛県	1,158	3	12	18	24	2
新潟県	1,962	4	16	24	32	3	高知県	573	2	8	12	16	1
富山県	1,346	3	12	18	24	2	福岡県	3,720	8	32	48	64	4
石川県	969	2	8	12	16	2	佐賀県	842	2	8	12	16	2
福井県	848	2	8	12	16	2	長崎県	1,339	3	12	18	24	2
山梨県	603	2	8	12	16	2	熊本県	1,508	4	16	24	32	2
長野県	1,322	3	12	18	24	3	大分県	1,258	3	12	18	24	2
岐阜県	1,358	3	12	18	24	3	宮崎県	648	2	8	12	16	1
静岡県	2,531	6	24	36	48	4	鹿児島県	1,388	3	12	18	24	2
愛知県	4,710	10	40	60	80	7	沖縄県	1,159	3	12	18	24	2
三重県	1,602	4	16	24	32	4	合計	89,486	203	812	1,218	1,624	152

※ 放課後児童指導員数(H25.5.1現在)には「資格なし」の者も含まれているが、基準省令第10条第3項第3号の要件で認定研修受講の資格を得ると仮定して含めている。

【参考1】

# 保育士等の資格等取得に必要な履修科目について

保育士			社会福祉士		小学校教諭				
(資格取得方法) 指定保育士養成施設で所定の課程・科目を履修し卒業、 又は保育士国家試験に合格			(資格取得方法) 福祉系4年制大学卒業者(指定科目履修)、社会 福祉士養成施設卒業者等で、社会福祉士国家試 験に合格		(教員免許状取得方法：一種免許状) 大学等で学士の学位等の基礎資格を得て、かつ所定の教 科及び教職に関する科目の単位を修得し免許状を取得				
科目名		単位数	科目名	時間数	科目名		単位数		
教養科目 (8以上)	外国語(演習) 体育(講義) 体育(実技) その他	1 1	●人体の構造と機能及び疾病 ●心理学理論と心理的支援 ●社会理論と社会システム	30時間 30時間 30時間	教科に関する科目 (8)	国語(書写を含む。)、社会、算数、 理科、生活、音楽、図画工作、家 庭及び体育の教科に関する科目 のうち一以上	8		
必修 科目	①保育の本質・ 目的に関する 科目(13)	2 2 2 2 1 2 2	○現代社会と福祉 ○社会調査の基礎 ○相談援助の基礎と専門職 ○相談援助の理論と方法 ○地域福祉の理論と方法 ○福祉行財政と福祉計画 ○福祉サービスの組織と経営 ○社会保障	60時間 30時間 60時間 120時間 60時間 30時間 30時間 60時間	教職に関 する科目 (41)	教職の意義 等に関する 科目	教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務 及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機 会の提供等	2	
	②保育の対象の 理解に関する 科目(12)	2 1 4 1 2 2	○高年齢に対する支援と介護保険制度 ○障害者に対する支援と障害者自立支援 制度 ○児童や家庭に対する支援と児童・家庭 福祉制度	60時間 30時間 30時間 60時間		教育の基礎 理論に関す る科目	教育の理念並びに教育に関 する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学習の過程(障 害のある幼児、児童及び生徒 の心身の発達及び学習の過 程を含む。) ・教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項	6	
	③保育の内容・ 方法に関する 科目(14)	2 1 5 2 2 1 1	○低所得者に対する支援と生活保護制度 ○保健医療サービス ■就労支援サービス ■権利擁護と成年後見制度 ■更生保護制度	30時間 30時間 15時間 30時間 15時間		教育課程及 び指導法に 関する科目	教育課程の意義及び編成の 方法 ・各教科の指導法 ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機 器及び教材の活用を含む。)	22	
	④保育の表現技 術(4)	1 1	○相談援助演習 ○相談援助実習指導 ○相談援助実習	150時間 90時間 180時間		生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関 する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	
	⑤保育実習(6)	4 2				教育実習		5	
	総合演習(2)	2				教職実践演 習		2	
	選択 必修 科目	保育に関する科目(上記①～⑤の系列より科目設 定)	6以上	※科目・時間数は一般養成施設における カリキュラム。 ※福祉系4年制大学等においては、上記 ○の科目に加え、●から1科目、■から1 科目を選択して履修。			教科又は教職に関する 科目(10)	上記のうちいずれかの科目 又は上記に準ずる科目	10
		保育実習Ⅱ又はⅢ(実習) 保育実習指導Ⅱ又はⅢ(演習)	2 1				その他修得が必要な科 目 (8)	・日本国憲法・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作	8
		合計	68以上	合計		1,200時間	介護等体験	七日間の介護等体験	-
		又は 保育士国家試験		かつ 社会福祉士国家試験			合計		67

## 【参考2】

### ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(抄)

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)

若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

## 放課後児童支援員に係る都道府県認定研修の項目・科目及び時間数

## 1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

## 2. 子どもを理解するための基礎知識【6.0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

## 3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4.5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

## 4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

## 5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの基本的な生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

## 6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理

合計 24時間(16科目)



各科目ごとのねらい・主要内容・講師要件【項目1-①】

項目名	1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名	1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の意義について理解する。</li> <li>○放課後児童健全育成事業の目的・役割について理解する。</li> <li>○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解する。</li> </ul>
主要内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の意義</li> <li>○放課後児童健全育成事業の目的・役割</li> <li>○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容</li> <li>○放課後児童支援員の認定の仕組みの内容</li> </ul>
講師要件	放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 など